

人口と世帯数 (平成 27 年 1 月 1 日現在)		
人口	男	29,385
	女	29,168
	計	58,553
世帯数	29,353	



今号の主な記事

2面 医療費控除と介護保険サービスについて 3面 職員募集 4面 第13回ふっさ環境フェスティバル実行委員・出展者募集
6面 入学通知書を送ります 7面 東日本大震災復興支援チャリティー名曲コンサート2015in福生 8面 保健ガイド

確定申告・住民税（市・都民税）の申告はお早めに！

【問合せ】〈所得税及び復興特別所得税の確定申告〉 青梅税務署 ☎ 0428・22・3185 〈住民税（市・都民税）の申告〉 課税課市民税係 ☎ 551・1610

◎所得税及び復興特別所得税（国税）の確定申告の日程・場所等

相談・受付日 (土・日・祝日は除きます)	受付時間	税務署員	税理士会	市職員	場所
① 2 日(月)～6 日(金)	午前 9 時～11 時、午後 1 時～4 時			○	市役所 第一棟 2 階
② 9 日(月)～13 日(金)	午前 9 時 30 分～11 時、午後 1 時～3 時	◎	◎		
③ 16 日(月)～24 日(火)	午前 9 時～10 時 30 分、午後 1 時～3 時		◎		
④ 25 日(水)～27 日(金)	午前 9 時～11 時、午後 1 時～4 時			○	
3 月 ⑤ 2 日(月)～16 日(月)	午前 9 時～11 時、午後 1 時～4 時			○	

※混雑の状況によっては、午前・午後とも早めに相談の受付を締め切ることがあります。

◎住民税（市・都民税）の申告の日程・場所等

【受付日時】 2 月 2 日(月)～3 月 16 日(月)午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（水曜日は午後 8 時まで）※日・祝日及び土曜日の正午～午後 1 時を除く
【場所】 市役所 1 階 4 番課税課

〈注意事項〉

- ◆土・日・祝日は、確定申告の相談・受付は行っていません。
- ◆給与・年金所得で確定申告する方は、①④⑤の相談・受付日、給与・年金所得以外の所得で確定申告する方は、②③の相談・受付日をお勧めします。
- ◆事業・不動産所得等の方は、②③の相談・受付日に収支内訳書等を記入・作成のうえ、お越しください。
- ◆初年度の住宅借入金等特別控除に該当する方は、②③の相談・受付日、または青梅税務署へ必要書類を整え申告してください。
- ◆青梅税務署では、所得税の還付（医療費・住宅借入金等）の確定申告の相談・受付を現在行っています。
- ◆医療費控除を申告される方は、必ず「医療費の明細書」（医療を受けた人ごとに病院・薬局等の領収書を集計し、その合計金額をご記入ください。様式は自由です。）を作成し、領収書は封筒などに入れてお持ちください。
- ◆次のような場合は、市の会場では相談・受付ができません。
▽譲渡所得（土地・建物・株式等）や山林所得がある方（提出のみに限り、市の会場でも可能）
▽事業所得（営業等・農業）または不動産所得がある方で青色申告決算書または収支内訳書の記入が済んでいない方
▽繰越損失または変動所得・臨時所得の平均課税を申告される方
▽消費税、贈与税、相続税、法人税等の申告をされる方
- ◆収入がなかった方及び遺族年金受給者も住民税の申告が必要です。
- ◆失業保険は、課税対象外になります。

◎青梅税務署員による近隣市町村での申告受付

相談・受付日	受付時間	場所
2 月 2 日(月)・3 日(火)	午前 9 時 30 分～11 時、午後 1 時～3 時	羽村市役所（東庁舎 4 階大会議室）
4 日(水)		羽村市役所（東庁舎 4 階大会議室） あきる野市中央公民館（3 階集会室）
5 日(木)・6 日(金)		あきる野市中央公民館（3 階集会室）
12 日(木)・13 日(金)		瑞穂町民会館（ホール）

※詳しくは、受付場所の市町へお問い合わせください。

◎休日開庁

相談・受付日	時間	場所
2 月 22 日(日)	【受付時間】 午前 8 時 30 分～（提出は午後 5 時まで）	立川税務署（立川市緑町 4-2 立川地方合同庁舎 3 階）
3 月 1 日(日)	【相談時間】 午前 9 時～午後 5 時	

※立川税務署において、申告書の作成・提出会場を開設しますので、青梅税務署では休日開庁を行いません。ご注意ください。

← 2 面にも確定申告に関するお知らせを掲載しています

●○確定申告について○●

所得税及び復興特別所得税の確定申告は青梅税務署でも 3 月 16 日(月)まで行っています（土・日・祝日は除く）。e-Tax に関する詳細は、e-Tax ホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp>) をご確認ください。

◆公的年金等の確定申告等について

公的年金等の収入金額の合計額が 400 万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額の合計額が 20 万円以下である場合、所得税及び復興特別所得税の確定申告をする必要はありません。ただし、この場合でも医療費控除などによる、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるための確定申告書を提出できます。詳しくは、青梅税務署へお問い合わせください。

なお、申告をされなかった場合は、扶養控除や社会保険料控除、生命保険料控除等が適用されず、住民税が高くなる場合がありますので、ご注意ください。

◆給与所得の方で年末調整をしていない方

勤務先の給与担当者に確認のうえ、確定申告または住民税の申告をしてください。
※ 2 月 2 日(月)～3 月 31 日(火)の間は、青梅税務署の駐車場は使用できません。ただし、緊急用車両及び障害者用車両は除きます。詳しくは、青梅税務署へお問い合わせください。

●○住民税の申告について○●

〈住民税（市・都民税）の申告が必要ない方〉

- ◆所得税の確定申告をする方
- ◆前年中の所得が 1 か所からの給与のみの方で、勤務先から福生市に給与支払報告書が提出されている場合（ご不明な場合は勤務先の給与担当者に確認ください。）
- ◆ 1 月 1 日現在 65 歳以上で年金収入が 155 万円以下（65 歳未満の方は 105 万円以下）の年金所得のみの方（ただし、扶養や寡婦等の控除を追加等する方、または遺族年金、障害年金など非課税年金のみの方は申告の必要があります。）

〈住民税（市・都民税）の申告が必要な方〉

- ◆上記の〈住民税（市・都民税）の申告が必要ない方〉に該当しない方
- ◆給与所得がある方で、勤務先から福生市に給与支払報告書の提出がされていない場合（勤務先の給与担当者に確認してください）
※前年中に 2 か所以上から給与を受けている方は確定申告をしてください。
- ◆非課税所得のみの方（遺族年金、障害年金、雇用（失業）保険受給者など）
- ◆収入がなかった方で、扶養されていない、または扶養されていても扶養者が 1 月 1 日現在福生市外にお住まいの方

確定申告、市・都民税の申告にお持ちいただくもの（①～⑤は提出）

- ① 税務署・市から送られた書類がある場合にはその書類（印鑑持参）
- ② 平成 26 年中の収入を証明するもの（給与・年金収入がある方は必ず源泉徴収票をお持ちください。）
- ③ 生命保険の払込証明書、個人年金控除証明書、平成 18 年 12 月 31 日までに締結した長期損害保険の控除証明書、地震保険料控除証明書、医療費などの領収書等
※医療費控除の方は、「医療費の明細書」（医療を受けた人ごとに病院・薬局の領収書を集計し合計金額を記入。様式は自由）を作成し、領収書は封筒などに入れてお持ちください。
- ④ 国民年金保険料・国民年金基金については、社会保険事務所からの控除証明書（はがき）
- ⑤ 社会保険の領収書（平成 26 年中に健康保険料・厚生年金保険料等を支払ったもの）
- ⑥ 障害者控除を受ける場合は、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳及び障害者控除対象者認定書
- ⑦ 配偶者特別控除を受ける方は、配偶者の所得が分かるもの